

岩手県環境審議会
第2回第2次岩手県地球温暖化対策実行計画見直し特別部会
会 議 録

1 日時

令和7年7月29日(火) 午前10時から午前11時55分まで

2 場所

岩手県庁（盛岡市内丸10番1号） 9階会議室

3 出席委員

【委員】小野澤章子 委員、齊藤貢 委員、渋谷晃太郎 委員

【専門委員】古谷博秀 専門委員（リモート）、嶋田章 専門委員、五戸美智 専門委員

4 次第

（1）開会

（2）挨拶

（3）議事

ア 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直しについて

イ その他

（4）閉会

1 開会

○ 事務局（環境生活企画室 鎌田主任主査）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、岩手県環境審議会 第2回第2次岩手県地球温暖化対策実行計画見直し特別部会を開会いたします。

本日の出席者は、リモートでの御出席を含めまして、6名となっております。委員総数7名の半数以上の御出席をいただいておりますので、本日の会議は、岩手県環境審議会条例第8条第4項において準用する同条例第7条第2項の規定により成立していることを御報告申し上げます。なお、本日の会議は、審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、公開することとしておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、環境生活企画室 特命参事兼グリーン社会推進課長 千田から御挨拶を申し上げます。

2 挨拶

○ 千田特命参事兼グリーン社会推進課長

グリーン社会推進課長の千田です。

本日は御多用中のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

前回の特別部会で事務局よりお示しいたしました論点を踏まえまして、皆様方から様々な御意見を頂戴したところでございます。本日の部会におきましては、指標の一部変更、そして今後の対策・施策などを含む見直し素案につきまして、事務局の方から御説明させていただきます。

委員の皆様方には忌憚のない御意見を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3 議事

○ 事務局（環境生活企画室 鎌田主任主査）

それではこれより議事に入りますが、ここからの進行は小野澤部会長にお願いいたします。

(1) 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直しについて

○ 小野澤部会長

それでは議事を進めてまいります。

「(1) 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直しについて」を議題といたします。

本件に関しましては、資料1から資料3まで及びお手元に配布されております中間年見直し素案が関連しておりますので、一括して事務局から御説明をお願いしま

す。

○ 事務局（環境生活企画室 立花特命課長）

環境生活企画室の立花と申します。

事務局の立花と申します。私から第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直しについて御説明をいたします。恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

タブレットのほうで資料1から資料3までをご覧いただき、併せて、本日お配りしております本実行計画の中間年見直し素案全文並びに現行計画及び見直し素案の新旧対照表をご覧ください。

まず、資料1に沿って説明をさせていただきます。併せて、見直し素案のページ数を記載していますので、ご覧ください。

まずは、資料1のスライド2、「温室効果ガスの排出削減」の目標値です。見直し素案は49ページから51ページまで、新旧対照表は18ページからです。

温室効果ガスの削減対策等による削減量、森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量の見込みを精査したところ、各部門において温室効果ガス排出削減量の変更はありましたが、全体の削減割合は57%を維持できるものと見込まれました。部門別の削減量につきましては、資料1のスライド4に記載していますので、ご覧ください。なお、現状すう勢ケースによる削減量の見直しの結果は、スライド3のとおりで、現行計画と比較して、排出量は、概ね横ばいです。

続きまして、資料1のスライド5、「再生可能エネルギーの電力自給率」の目標値です。見直し素案は53ページ、54ページ、新旧対照表は20ページです。

再生可能エネルギーによる電力量は、今後も増加が見込まれています。一方で、今後、東北地区の需要電力量は、半導体工場、データセンターの新增設等により増加するものと想定されています。しかし、後に述べますが、省エネルギー対策による省エネ機器への更新、自家消費型太陽光発電設備の導入促進等によって、需要電力量を抑えた上で、改訂前の需要電力想定である年0.3%の減少を維持することにより、引き続き、2030年度電力自給率66%の目標を維持することとしたいと考えています。

なお、前回御意見をいただきました再エネの地産地消の状況の把握につきましては、県内地域新電力の地産地消割合等の指標を補足的な指標として考えられないか、引き続き検討します。

続きまして、資料1のスライド6、「吸収源対策による吸収量の見込み」です。見直し素案の55ページ、新旧対照表は21ページ、22ページです。

前回の御意見を受けまして、吸収源としてはブルーカーボンなど、森林以外の吸収源についても算定可能となったものから吸収量に含めることとして、表題を「吸収源対策による吸収量」としたところです。森林吸収量につきましては、2022年度

からの過去5年間の平均で、152万1千トンとなります。これは、現行計画と同様、2013年排出量の10%の削減効果に相当します。近年、森林吸収量は減少傾向にあります。再造林等を計画的に進めること等で、この吸収見込量を維持したいと考えています。なお、森林以外の吸収源の例として、広田湾のアマモ類につきまして、令和4年度から令和5年度までに、国と連携した調査の結果、年間245トンの二酸化炭素貯留量があるものと推計されたことから、これも実績に加えた形で示しております。

続きまして、資料1のスライド7、「2035年度、2040年度の排出削減目標値の設定」です。

国では、地球温暖化対策計画の改定により両年度の目標が定められたところですが、県において両年度の目標を定めようとした場合、スライド4で示したような根拠のある削減量を示すことは困難であることから、2030年度以降の削減目標の設定は見送ることとしたいと考えます。

続きまして、資料1のスライドの8、「対策・施策」についてです。見直し素案は、このスライドの右側に記載しているページを御参照ください。

まず、スライドの8、見直し素案の63ページ以降です。

「①家庭における省エネルギー化」について、これまで「岩手型住宅」について周知や補助事業の実施等により普及が進んできたところですが、令和6年3月に「岩手型住宅ガイドライン」の改訂がありましたので、引き続き周知を行っていきたいと考えております。「高効率家電の導入促進」につきましては、講習会等を開催して普及促進を一層進めていきたいと考えています。「家庭のエコチェック」につきましては、目標達成に向けて、家庭での取組、情報発信の強化等を進めていきたいと思っております。

続きまして、「②産業・業における省エネルギー化」です。こちらは、「いわて脱炭素経営カルテ」を分析し、個別事業者のフォローアップ等に活用するとともに、「岩手県脱炭素経営事例集」を発行していますので、これを活用した横展開、普及啓発を図りながら、事業者の支援を行っていきたいと考えています。

次に、「③運輸における省エネルギー化」についてです。見直し素案は、72ページ以降です。公共交通の利用低迷等の課題につきまして、公共交通スマートチャレンジ月間等の取組を引き続き進め、マイレール意識の醸成等を図っていきたいと考えています。併せて、自動車利用率の低下のための取組として、自転車利用環境の整備を進めます。また、宅配便の再配達削減の取組、空港・港湾における脱炭素化推進計画に基づく取組を進めていきます。

次に、資料1のスライド9、「再エネの導入促進」に関する対策・施策です。見直し素案の76ページ以降です。

導入拡大に向けましては、ペロブスカイト等の新技術の普及の取組を推進し、再

エネ設備の立地適正化に向けた促進区域設定の支援、事業者と市町村における地域裨益協定の締結に向けた支援等を行っていきます。

見直し素案の 79 ページになりますが、「②自立・分散型エネルギーシステム構築」です。こちらは自家消費型太陽光発電設備の導入拡大、そしてエネルギーの地産地消を進めるために、地域新電力等への地域企業の参入促進、岩手県企業局による電気の県内供給等の取組等を進めていきます。

次に「③水素等の利活用」でございしますが、見直し素案は 83 ページ以降です。前回の御意見を踏まえまして、アンモニアや合成メタン等の次世代エネルギーの利活用に係る理解促進に向けた取組を追加しました。

資料 1 のスライド 10 をご覧ください。見直し素案は、87 ページ以降です。

「多様な手法による対策の推進」の「①吸収源対策」ですが、こちらは森林整備の促進に加えて、ブルーカーボン、バイオ炭等の理解促進、活用検討を進めていきたいと考えています。

「②廃棄物・フロン類等の対策」については、農業分野において、水稻栽培の中干し、バイオ炭の農地施用等の取組、これらに係る J ークレジットの取組を進めていきます。

資料 1 のスライド 11 をご覧ください。見直し素案は、94 ページです。「③基盤的施策の推進」について、構成団体と連携した排出削減に向けたプロジェクトの展開等を通じて、「自分事」として行動する主体を増やすことに繋げていきたいと考えています。

続きまして、見直し素案の 96 ページです。「分野横断的取組」としましては、先ほども触れましたが、再エネ設備の立地適正化の取組、また、県市町村GX推進会議等による地域脱炭素化の取組の加速化を進めていきます。

次に、資料 1 のスライド 12、見直し素案は、60 ページにお戻りください。これまで「県の率先的取組の推進」が「③基盤的施策の推進」に包含されていましたが、これを別立てとして、④として施策体系を構成したいと考えています。

続きまして、資料 1 のスライド 13、「気候変動への適応策」です。見直し素案は、103 ページ以降になります。前回の御意見を受けまして、近年の気候変動について、県民がより身近な問題として認識し、危機感を共有できるように、見直し素案の 103 ページの記載を追加したところです。併せて、ウェルビーイングについても触れています。取組としては、農林水産分野、自然災害対応の特に治水分野、健康について気候変動適応法の改正による熱中症特別警戒アラートへの対応のほか、暑熱対策について、主に追加しています。

資料 1 のスライド 14 ページをご覧ください。「第 8 章 各主体の役割と計画の推進」につきまして、前回の御意見を踏まえて、見直し素案の 148 ページに、各主体が連携して一体となって行動すべきこと、また、それぞれが「自分事」としてこの

問題を捉えていくべきこと等を追記し、併せて見直し素案の 153 ページに連携・協働体制のイメージ図の変更案を掲載したところです。こちらは今、スライド 14 でご覧いただいている図と同じです。

続きまして、資料 1 のスライド 15 ですが、資料 3 と併せて、ご覧ください。A 3 判横長の資料になりますが、前回の御意見を踏まえまして、各年度の目標値と実績値を掲載しています。さらに、令和 6 年度の実績値で、前回から追加で判明したものを掲載していますが、こちらはまだ速報値となっています。これらの実績を踏まえて、要因分析と今後の対応及び取組の方向性を記載しています。

指標の変更の予定ですが、資料 1 のスライド 15 に記載された項目と、それ以外のところでは、資料 3 の 8 番、「三セク鉄道・バスの一人当たりの年間利用回数」の変更を検討しています。これは、新しい生活様式の定着や運転士不足等によりまして、事業者数の伸び悩みが顕著になっている指標となっています。

事務局からの説明は、以上です。

○ 小野澤部会長

それでは事務局から御説明がありましたが、論点が多数ございますので、いくつかの論点に分けて、順番に議論を行いたいと思います。

まず 1 つ目に、「計画の目標値の見直しの考え方」について、資料 1 のスライド 2 から 7 まで、2 つ目に、その目標達成に向けた「対策・施策に」について、同資料のスライド 8 から 12 まで、3 つ目に、「気候変動への対応策」ということで同資料のスライド 13、最後に同資料のスライド 14、「各主体の役割と計画の推進」について、分けて議論を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

○ 委員一同

はい。

○ 小野澤部会長

まず、「計画目標値の見直しの考え方」について、委員の皆様からの御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○ 古谷専門委員

前回の意見を受けて、「再エネの地産地消」と「アンモニア等の次世代エネルギーの活用」を組み込んでいただき、ありがとうございます。

資料 1 のスライド 5 で、再エネ由来の電力の地産地消については、別途補足的指標を検討するということですが、需要電力量とのダブルカウントになってしまう可能性があります。

また、2050 年を見ると需要電力量に対して発電量の方が多くなっているというようですが、需要としてどういうところを狙っているのかを、まず教えていただきたい。

○ 事務局（環境生活企画室 伊藤主査）

事務局の伊藤と申します。

まず、地産地消に関する電力のダブルカウントについてですが、まずこの目標電力量と現在検討しているサブ指標とは、数値を分けて考えたいと思っています。目標電力量には、もちろん県内の地域新電力が使っている電力量も含まれます。一方、サブ指標につきましては、県内の地域新電力が発電している電力量のうち、どのくらい再エネ電力を使っているのか、どのくらい県内に卸しているのかといったところを地産地消割合として考えています。

次に、需要電力量の見込みです。現在、電力広域的運営推進機関から令和 25 年 1 月に出された需要想定では、東北地方ではデータセンターや半導体工場の新設で、年 0.3%ずつ増加する見込みですが、再エネの自給率を 2030 年度に 66%とするという目標を変えずに取り組んでいくために、電力の需要量の削減も必要ですので、需要電力量については、改訂前の年 0.3%減少というところで、引き続き、取り組んでいきたいと考えているところです。

○ 古谷専門委員

1 つ目の質問は、ダブルカウントにならないように認識していただければということです。

2 つ目の質問は、2050 年には発電電力量が需要電力量を超えて自給率が 140%近くになっているという認識です。とすれば、発電電力の 40%ぐらいは、県外に再エネ電気が取られている形になると思いますが、そうすると、エネルギーネットワークを電力会社等と相談して方向性を検討してほしいと思います。

福島県の場合は、原子力発電所で発電した電気は関東エリアとも繋がっているし、相関性もあるので、自給率 100%とすることもできなくはないのですが、岩手県の場合はどう考えておられるかというのは、課題になると思います。

○ 事務局（千田特命参事兼グリーン社会推進課長）

事務局から補足させていただきます。グリーン社会推進課長の千田です。

2040 年を過ぎた辺りから、おそらく岩手県でも洋上風力発電事業が実現できるものと見込んでいるところです。そうすると、やはり送電網が重要なポイントですので、広域的運営推進機関や国に相談をさせていただきながら対応していきたいと考えております。

○ 古谷専門委員

分かりました。

国が計画している海底直流送電等も視野に入れて、展開したいということでしょうか。

○ 事務局（千田特命参事兼グリーン社会推進課長）

おそらく、そうなるものと思っています。

○ 小野澤部会長

私から、確認させていただければと思います。

今回の見直しにおいてもマイナス 57%という大きな目標を維持するということですが、一般市民が考えるエコ活動が広がってきている中で、このまま取組を進めていけばマイナス 57%が実現できるように見えます。本日、御説明を伺いまして、計画どおりマイナス 57%を達成するためには、相当な努力と工夫が必要だと理解しました。ですので、これは、やはり高い目標で、自然に下がっていくような数字ではない、非常に高い目標であるということを、今一度、しっかりと県民にお知らせする必要があると思いますが、その点について事務局のお考えを伺いたいと思います。

○ 事務局（千田特命参事兼グリーン社会推進課長）

今、小野澤部会長から御指摘があったとおりと考えております。

先ほど、見直し素案の第6章、第8章でも、県全体、県民一体となつてというところを、より押し出した形に見直していききたいところであり、御指摘があったところをより県民に感じていただけるような見直し案にしていきたいと考えております。さらに、指標の見直しについても、それぞれの指標がどういった取組でどこに繋がっていくのかというところを、より県民に伝わるように、今後さらに検討を進めていきたいと思っています。

もう1点、補足いたします。

今回の見直しにより、100 ページを超える計画書になり、これを県民の方々、一人一人にお読みいただくのは、なかなか難しいだろうと思います。ですから、様々な機会を通じて計画を示していくに当たり、計画の普及版のような形で、現在の課題、「今後温暖化が進むと、これまで以上に夏が暑くなるかもしれない。」「みんなの命と生活を守るために、温暖化対策をしっかりとやらなければいけない。」という課題感を伝えつつ、対策として一人一人がやれることを、しっかりと皆さんに見える形で、周知していきたいと思っていますところ です。

○ 小野澤部会長

厳しすぎる目標では、皆がちょっと目を背けたくなる面も生まれますので、しっかりやれば達成できることを伝えつつ、しかし、その取組が重要であるという、ちょっと矛盾した目標値になると思うのですが、そこをしっかりお伝えすべきですし、今後、予想外の事象も起こると思いますので、そういった際にも、この目標値が達成できるような計画の周知を期待します。

○ 齊藤委員

見直し素案について質問をさせていただきたいのですが、10 ページ、11 ページの「(5) 自動車交通」に関して、図表として示されているのは「次世代自動車」となっていますが、今後の対策では、「電動車」に変えるという提案がありました。

これまで次世代自動車の中で、クリーンディーゼル車が大きな割合になっていますが、こういったところを除いた「電動車」にシフトしていくという考えでしょうか。

○ 事務局（環境生活企画室 鎌田主任主査）

県としては、「県の率先的取組の推進」にもあるのですが、これまでの次世代自動車より脱炭素に寄与するものを普及していきたいところですので、おっしゃっており、クリーンディーゼルを除いた「電動車」という表現をしています。

国の計画ですと、まだ次世代自動車という表現が残っているのですが、県の姿勢として、より脱炭素化を進める姿勢を示したいと思っております。

○ 齊藤委員

もしそのように見直し素案の方も変えていくのであれば、おそらく一般の方は電動車が電気自動車だけをイメージされる可能性があるので、脚注に定義があればいいと思います。

○ 小野澤部会長

今の齊藤委員のお話に加えて、私からもう1つ、用語の問題として、先ほど、資料1のスライド6の説明で、吸収源として森林だけでなくブルーカーボン等も含めていくとのことでした。この「吸収源」は、森林や海藻等を指しているわけですが、一般の方は、「吸収源」が森林のことだというのが少し分かりにくいと思います。方向性としては様々な吸収源対策をテーマにするということで良いと思うのですが、この吸収源とは何を吸収するのか、どういうものなのかということが分かるよう表現を工夫してほしいと思いました。

○ 事務局（千田特命参事兼グリーン社会推進課長）

見直し素案の 55 ページですが、「(3) 吸収源対策による温室効果ガス吸収量の見込み」というタイトルにしています。

これを、例えば、「森林等吸収源対策による」という表現にするなど、もう一度検討したいと思います。

○ 小野澤部会長

では、2 点目ですが、資料 1 のスライド 8 以降の目標達成に向けた「対策・施策」について、御意見、御質問等ある方は、よろしくお願いいたします。

○ 渋谷委員

家庭部門の取組ですが、見直し素案 36 ページに岩手県の特徴がよく出ていると思います。これを見ると、やはり冬季の暖房の灯油使用の占める割合が大きいのと自動車利用が多いということで、ここをかなり減らさなければいけないと思います。

家庭部門の取組として、高効率家電を使うということは書いていますが、なぜ高効率家電を使うのがよく分からない。灯油使用を削減していくことを強調しないと、岩手県らしさがちょっと見えない気がします。これを減らすために、できるだけ電気への切替えをしないといけないということを明示してほしいと思います。

また、住宅の省エネについて、「岩手型住宅」だけでいいのかという疑問があります。もちろん、「岩手型住宅」の建設もどんどんやってもらわないといけないと思うのですが、大手の建築業者などは、「岩手型住宅」に限らず、高効率な住宅を建築していると思います。おそらく今、新築住宅の多くは ZEH 基準を満たしているはずで、「岩手型住宅」に限定すると、それらが漏れてしまう。省エネ住宅を全体として捉える必要があるのではないかと思います。

○ 事務局（千田特命参事兼グリーン社会推進課長）

まず、家庭部門の取組ですけれども、見直し素案の 64 ページにあります「省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進」、65 ページの「エネルギーの効率的な使用促進」に関連してくると思います。渋谷委員から御指摘いただいたとおり、なぜ高効率機器に切替えなければならないかということを補足させていただき、さらに対策において、もう少し具体的に書けるところがないか、もう一度見直したいと思います。

また、見直し素案 63 ページに戻りますと、「住宅、建築物の省エネルギー化」ということで、ZEH、「岩手型住宅」などを記載しています。また、見直し素案の 65 ペ

ージに指標として「県産木材を使用した岩手型住宅」の割合としているところですが、指標につきましては、実は県のアクションプランと合わせた指標としているところですが、所管しております県整備部とも、今の御意見の方を踏まえて、再度協議をさせていただきます。

○ 渋谷委員

もう1つ。「② 産業・業務における省エネルギー化」に「ZEB」が入っていない。事業所をこれから建て替える際には、特にアカマツ CLT 等を使用すると思います。事業所の関係で、ZEB 化について全く記載されていないので、加えていただきたいところです。

○ 事務局（千田特命参事兼グリーン社会推進課長）

確かにおっしゃられたとおり、県有施設については ZEB について記載しているのですが、事業者の ZEB 化については、盲点でございました。どこに入れるかも含めて検討します。

○ 小野澤部会長

そのほか、いかがでしょうか。

○ 古谷専門委員

資料1のスライド9の「③水素等の利活用」のところで、見直し素案を見ると、水素とその他の次世代エネルギーとを分けて記載していますが、技術的にはアンモニアとか合成メタンは、ほぼ水素がもとになっているところも多く、技術としては水素を生成して、メタンとして使うような技術もあるものですので、これをきっちり分けるよりは、「水素等」とまとめて良いのではないかと思います。そうすると地域の特性を踏まえた水素等を利活用した事業所の燃料転換の促進について、アンモニア、合成メタン等の利活用の取組についても無理なく記載できるのではないかと思います。

○ 事務局（千田特命参事兼グリーン社会推進課長）

今、私どもが水素とその他の次世代エネルギーを分けているというのは、県の総合計画において水素の利活用推進というところが1つのポイントになっていましたので、敢えて、分けて記載したところですが、委員の御意見も踏まえて、もう一度検討してみます。

○ 小野澤部会長

続きまして、齊藤委員お願いいたします。

○ 齊藤委員

資料1のスライド8の中で、先ほど渋谷委員からも御指摘があったところですが、家庭の高効率家電に係る取組についてです。

主な取組内容の中に、「講習会等による情報提供」と記載されていますが、「等」とあるので様々な取組があると思いますが、エコ活動を熱心にやられている方だからこそ、このような講習会に参加される気がします。むしろ、県としては、そういったことに関心がない方に対して、どうやって情報提供していくかということが重要ではないかと思いますので、例えば、知らないところからその情報が入ってくるような形の方が一般の方に知れわたるのではないかと思います。広報にしても、その方が読まなければ、情報が入ってこない。したがって、テレビのCMなど、ぼーっとしていても何か入ってくるような、あるいは県のSNS等を使った取組を強化していった方がいいのではないかと感じました。

○ 事務局（千田特命参事兼グリーン社会推進課長）

御指摘はそのとおりだと認識しておりまして、どれだけ関心を高めていけるか、そして関心を高めた人たちにどのように行動に移してもらえるかということだと思います。

齊藤委員のおっしゃるとおり、関心がある人についてはアプローチすると行動変容に繋がっていくのですが、自分が動かなければ情報が取れないだけでなく、例えば、SNSを見ていたら、その中に入ってくるような、そういった取組もしていかなければならないということは重々認識しております。

そこで、今、県内の大学生と連携しながら、どのようにしたら行動変容に繋がるかという情報発信に取り組んでいますし、その大学生を中核としながら広報活動ができるよう報道機関に委託して、テレビやラジオといった媒体も使いながら、様々な情報発信をしているところです。

本計画の中で、そのような取組がよく見えないという御指摘だと思いますので、その辺りを補足できるように検討いたします。

○ 齊藤委員

もう1つ、御質問します。

資料1のスライド9に、「自家消費型太陽光発電設備の導入拡大」とあります。実際にこういった太陽光発電などを導入しようと思ったとき、やはり予算、経済面が大きいだろうと思います。家庭における高効率家電普及についても同様だと思いますが、県の

方で、補助制度等、いづどこに対して補助等が行われるのかという情報を、もう少し一般の方が知ることができると良いと思います。例えば、電気屋さんにたまたま行ったら、ポスターが貼っていて、スタッフの方が案内してくれたならば、購入に繋がっていくと思います。

それと、太陽光発電についていうと、これからは電池と併設することが多くなってくるのではないかと思います。にパネルがあっても、それを売電として売っただけでは、結局、これまでとあまり変わらない。しかし、蓄電池に蓄電することで、電気をうまく利用する流れを各家庭に入れていく。これも補助等がないとなかなか手の届かないところだと思いますので、そういったところを含めて、もう少し分かりやすい伝達の仕方を考えていただきたいと思います。

○ 事務局（千田特命参事兼グリーン社会推進課長）

今の御指摘は、私どもも悩んでいるところです。基本的に、家庭における支援の部分は、多くは市町村さんが担っていて、事業者については少し大きな支援になってしまいますので、県が主に担っているというところですが、市町村と県で連携した情報発信ということは、意識しているところです。それがなかなか伝わらないところがありますので、何とかそれを伝える工夫をしていきたいと思っています。

○ 小野澤部会長

今のスライド8の「省エネ対策の推進」についてですが、柱が①から③になっていて、それぞれよく見ますと、「①家庭」は確かに各家庭での取組事項ですが、「③運輸」は公共交通ですとか、宅配便の再配達を少なくするというような取組が出ています。しかし、これは、家庭でいろいろな工夫をすることによって対応できることであり、公共交通の業者がそういったことを維持する、県がそれを支える、市町村が支えるといったことが必要だと思います。やはり、①の部分だけが、各家庭で消費者としてできることとは限らないので、それぞれの主体がそれぞれの立場で、実際にこの課題にどう取り組むのかという視点で、この計画をまとめてはどうかと思ったところです。

なかなか難しいと思うのですが、「それぞれの立場でこういうことができる。」、「これは、県や業者、企業に取り組んでほしい。」ということが分かるような説明軸が必要だと思います。目標自体は皆さん合意できると思うのですが、実際どう取り組むのがピンとこない可能性がありますので、ぜひ、まとめていただきたいと思います。

○ 事務局（千田特命参事兼グリーン社会推進課長）

見直し素案の 151 ページをお開きいただきたいのですが、「第8章 各主体の役

割と計画の推進」中、表 8-1 に、各施策につきまして取組の実行主体をまとめているところですが、部会長がおっしゃるとおり、どういうことを自分ができるのだろうという部分が見えにくいのと、151 ページまで見ないとそれが見えないというところがありますので、計画の中でどう工夫ができるか、もう一度考えてみたいと思います。

○ 小野澤部会長

資料 1 のスライド 8、「省エネ対策の推進」についてはよろしいでしょうか。

○ 渋谷委員

「③運輸」のところで、自動車から自転車への移行という取組が記載されていますが、昨今、様々な移動手段が入ってきていて、盛岡でも短距離であれば、自転車以外に、キックボードといった色々な移動手段が出てきています。これから、こうした移動手段が増えてくると思いますので、それらに対応できるような書きぶりにして、自転車に限らず、新しい技術を導入することが必要なのではないかと思います。

同様に、物流分野で、これから宅配便を自動ロボットにという実験を一括で行うようですが、そのような先端技術が今後 5 年ぐらいで出てくると思いますので、取組内容に加えてほしいと思います。

あとは、包括的な話になりますが、環境教育の最後の方にありますが、環境省では「気候変動教育」をこれから始める動きがありますので、環境学習ということで記載がありますが、特にそういう気候変動分野の教育を進めるようなことを記載したら良いと思います。

○ 事務局（千田特命参事兼グリーン社会推進課長）

自転車以外の先端技術につきましては、検討します。

環境教育の部分については、97 ページに、「環境学習の推進」という項目があります。こちらは、「基盤的施策の推進」の中に入っている項目ですが、今おっしゃられた「気候変動に対する学習」という部分も位置付けられるかどうか、情報を収集しながら検討したいと思います。

○ 小野澤部会長

スライド 8「省エネ対策の推進」については、ほかによろしいでしょうか。

次のスライド 9、「再エネの導入促進」ですが、これも非常に重要なテーマかと思いますが、その対策・施策、取組内容等について、お気づきの点等ございましたら、御意見等お願いします。

○ 小野澤部会長

最初に私からですが、私から、スライド9の「① 導入拡大」の欄の「再エネ設備の立地適正化」について、近年、山を削って、太陽光発電設備を設置しているという報道がありましたので、一般の県民の皆さんは、「もう再エネ設備を設置するのは限界なのではないか。」「再エネ設備の設営自体があまり良いことではなく、かえって環境破壊をもたらす事業になっているのではないか。」という印象を持っているのではないかと思います。再エネ設備の適正な立地が今後可能なのか、県としては、この点をどう考えているのかを説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○ 事務局（千田特命参事兼グリーン社会推進課長）

第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の別冊で「促進区域の設定に関する岩手県基準」を設けておりまして、特に一般の方が課題意識を持たれるであろう太陽光発電施設と風力発電施設について、設置してはいけない、設置を控えていただくべきエリアを設定しています。また、県のホームページにも、レッドゾーンであったり、イエローゾーンであったりということで、希少な動植物が生息するエリアについては、設置を控えていただきたいことを示しているところです。

一方、再生可能エネルギー設備を設置することが可能な場所もありますので、このスライド9の「① 導入拡大」の取組内容の2つ目になりますが、再生可能エネルギー設備を置いていただきたい促進区域を設定することを市町村とともに検討していきたいと思っております。

当然、設定に当たりましては、地元の住民の皆様方との御相談も必要と思いますが、そのような手続を丁寧に進めながら、再生可能エネルギーが適正に導入拡大できるよう取り組んでいきたいと思っています。

○ 小野澤部会長

再エネ自体が重要だということは県民の多くの方は共有していると思うのですが、それによるマイナス面といいますか、森林ですとか、岩手県の環境破壊が進むことは、県民の皆さんに、なかなか同意していただけないと思いますので、まさに再エネ設備の設置が必要なところと、再エネ設備を設置した場合にどういう影響が出るのかということをきちんと説明した上で、促進区域を設定していることを伝えていくことが必要だと思います。

○ 事務局（千田特命参事兼グリーン社会推進課長）

今、部会長がおっしゃった森林の破壊については、吸収源を阻害することにも繋

がりますので、その辺りにつきましては、私どもも十分認識しながら進めていきたいと思います。

○ 小野澤部会長

そのほか、再エネについていかがでしょうか。

○ 五戸専門委員

全般的に岩手県のこれまでの取組を含めて、全体の構成がよくできていると思いながら、見直し素案を拝見したところです。あとは、見せ方をどうするかというところに尽きると思ひまして、こちらの計画見直し素案の本文ですと、後半にこれまでの取組事例や課題が記載されていて、自立・分散型エネルギーシステムの構築の取組につきましては、岩手県が積極的にやられていますので、そういったところも、こちらの資料に掲載されていると良いと思ったところです。例えば、浮体式の洋上風力発電事業について、冒頭にお話があったとおり、大きな課題はあるのですが、高いポテンシャルがあるということでPR できるのではないかと考えており、PR できる取組をもっと載せていけば良いのではないかと考えました。

○ 事務局（千田特命参事兼グリーン社会推進課長）

本日、委員の皆様にお示しした見直し素案の中で、岩手県内での様々な取組を、例えば、自立・分散型エネルギーシステムの構築ですと 80 ページに「再生可能エネルギー地産地消の取組」を、81 ページに「自立・分散型エネルギーシステムの構築」を記載させていただいているのですが、こちらの見直しのほうを現在進めておりまして、第3回の特別部会までにはしっかりと入れ込んだものでお示しさせていただきたいと考えております。

○ 小野澤部会長

五戸委員に指摘していただきましたが、地域の企業が再エネシステムを導入しているということは、一般県民になかなか伝わりにくいと思います。地元企業からも、再エネ電気を使っていることを、もっと地域にアピールしていただきたいと思うところですし、そういった取組が、この計画の中で紹介されると良いと思いました。その他、資料1のスライド9について、いかがでしょうか。

○ 嶋田専門委員

環境省の嶋田です。

これは、計画の本文中に書き込むのは難しいと思いますが、見直し素案 76 ページに書いているとおり、FIT 制度の買取期間終了後が大事なポイントになると思ひ

ます。日本全体として初めて迎える局面ですが、卒FIT太陽光をどうしていくのかという問題は、住宅について既に起きていますが、非住宅の事業用太陽光発電ですと、今後5年の間に、FIT制度の買取期間が終了する設備、施設が出てくるタイミングだと思います。市町村でも固定資産税を徴収している関係で調べていると思いますが、発電事業者や設備会社と連絡をとるのは結構大変という話も聞きますので、大変な状況が控えているのだろーうと思いました。

それから、見直し素案の76ページで、もう1つ、ペロブスカイト太陽電池についてしっかり記載していただくことが非常に重要で、先ほど山林伐採の話が出ましたが、ペロブスカイトは、山を切り拓く必要がない。再エネ導入促進の切り札が、おそらくペロブスカイトになると思います。どういう示し方をするのがいいのかという課題はあるのですが、耐荷重の関係で太陽光発電設備を置けない屋根部分の上など、そのようなところに設置できるという意味では、切札になる技術だと思います。これは計画の実行段階の話になってきますが、率先的取組として県の施設で導入するということもあるかもしれません。ある程度需要が喚起されないと、供給する側も悩むということがあるかもしれませんので、引き続き御検討いただければと思います。

○ 事務局（千田特命参事兼グリーン社会推進課長）

まず、卒FITにつきましては、おっしゃるとおり大きな課題になるのですが、なかなかこの計画に具体的に記載するのは難しいので、申し訳ございませんが、具体の取組のところで進めていきたいと思います。

また、ペロブスカイトですが、県内に量産化を目指している工場もございますので、そういう企業と情報共有をしながら、どのような発信をしていけばいいのか、どういうところでペロブスカイトの特性を生かした設置ができるのかということを考えていきたいと思います。

また、余談ではございますが、県庁舎の一部建替えという議論もございまして、その中で、脱炭素化が1つのポイントで、ペロブスカイトの設置を検討していることを補足させていただきます。

○ 古谷専門委員

県民の皆さんも一度、ペロブスカイトを設置してみる、新しい技術を有効に使いましょうといった流れも出てくると思うので、引き続きの取組をよろしく願います。

○ 小野澤部会長

確かに再エネ導入する主体は誰なのかと考えますと、まずは、企業、県が率先して導入ということになりそうですが、1軒1軒の家庭、1人ずつ、なかなか難しい

面もあるかと思うのですが、できることがあるならば、県民に対してそういったことをアピールできるといいと思いますので、検討いただければと思います。

では、資料1のスライド10、「3 多様な手法による対策の推進」について、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○ 五戸専門委員

岩手県におきましては、吸収源、クレジットについて金融機関、各自治体を含め、かなり積極的に取り組まれている印象を持っています。

ブルーカーボンにつきましても、沿岸の方で積極的にやられています。また、中干し期間の延長について、実際これを展開している事業者が、岩手県にかなり入っているという話も聞いておりまして、この中干し期間の延長というのは、かなりポテンシャルが高く、二酸化炭素を抑える効果が、東北管内においてかなり高いということです。この中干し期間の延長につきましても、引き続き、積極的に取り組んでいただきたいと思います。経済産業省もJ-クレジットをやりながら、マッチングを含めて対応しているところですので、この中干し期間延長、森林吸収も含めて連携できれば良いと思っています。

意見といたしますか、感想でした。

○ 事務局（千田特命参事兼グリーン社会推進課長）

今おっしゃっていただきました中干し期間の延長ですが、これは温暖化対策という観点でのメリットがある一方、収量の観点でデメリットもあると聞いています。メリット、デメリット双方を生産者の方々にしっかりとお伝えしながら、取り組めるところを取り組んでいきたいと考えております。

○ 小野澤部会長

水稻栽培においては今話題になっておりますので、全体のプラスマイナスの部分のしっかりと伝えつつ、高い脱炭素効果があるということですので、効果を確認しながら推進していただければと思います。

1つ私から、先ほどブルーカーボンについて追加したことを冒頭お話いただいたのですが、資料1のスライド6で、ブルーカーボンの吸収量を算定した数値が紹介されました。広田湾のアマモ類で推計しているものと伺ったのですが、例えば、藻の種類ですとか、その推計方法ですとか、そういったことで数値が変わるのではないかと思います。国と連携した調査ということですが、これからもっと精度を上げていくといったことが必要なのかどうか、お聞きします。

○ 事務局（千田特命参事兼グリーン社会推進課長）

こちらは、国の方でブルーカーボンによる吸収量の算定方法につきまして、精度を高めるための調査研究をしている最中だとお聞きしています。その一環として、岩手県と広田湾において調査をしたところですが、ドローンを飛ばして、それで状態を見ていくものとお聞きしました。どういう種類の海藻類が吸収源として有用なのかということやどのエリアで温室効果ガスが吸収されているのかということなどを、しっかりと国の方で調査していただいていると認識していますので、それを踏まえたと、おそらく今は広田湾だけなのですが、他のエリアのブルーカーボンについても、計上することができるのではないかと私ども期待しているところです。現在のところは、国の調査研究の結果を待ちたいと考えているところです。

○ 小野澤部会長

海自体が、大切な環境ですので、そこに森林と同様な価値があるということを、しっかりと示せるような根拠があれば環境保全にも繋がりますし、海が、県にとって資産であるということを示すことにもなると思いますので、ぜひ、今後ともその辺りの精査ができるような仕組みづくりを進めていただきたいと思います。

前回の会議でお話を伺いまして、改めて私もそう思いましたので、ぜひこれから岩手県の事業として重視していただきたいと思います。

もう1点、先ほど五戸委員から紹介があったJークレジット制度なのですがけれども、多くの県民の方はあまり聞いたことがない言葉だと思いますので、簡単に御説明いただいて、何か周知方法等で工夫できるところがあるのか教えていただければと思います。

○ 五戸専門委員

経済産業省では、CO₂を吸収する、また、元々化石燃料を使っていた設備を新しい省エネ設備に変えた場合のCO₂削減分、森林吸収分も含めてクレジット化して、それを売買できるような仕組みをつくっています。

そのCO₂削減を自分たち側の設備だけではできない場合は、オフセットするためにそのクレジットを買いたい方もいらっしゃるので、実際生み出し、創出する側と欲しい側とで売買をする仕組みをJークレジットと言っています。実際、どのくらいCO₂を吸収しているのかというところを認証機関に認証してもらうのですが、その前段となる事務局、みずほテクノロジーリサーチ研究所に国から委託して登録認証、クレジット化、売買をするという仕組みになります。それに基づいて、CO₂吸収量をクレジット化して収益が出れば、森林の整備だとか、買う側であれば、自分たちだけではできないCO₂削減を可能にするとか、そういった仕組みを国として認めている制度がJークレジットと言われているものです。

その他、民間でやっているボランティアなものもありまして、先ほどブルーカーボンの話があったのですが、それは、国土交通省が色々と策定しているところです。

さらに大きな話になりますが、GX2040 ビジョンにおいて 10 万トン以上の CO₂ を排出する企業に枠を定めて排出削減を義務化させていくのですが、そこにも J-クレジットで購入した CO₂ をカーボンオフセットとして温室効果ガスの取引の中に組み込ませることで、排出枠が削減できるといったこともあるので、そういったところで、J-クレジットは、今後有効な手段の 1 つになるということです。

○ 小野澤部会長

こういった仕組みを県民なり、企業なりに広げていくといいますか、理解していただくことが重要だと思いますが、その周知の点いかがでしょうか。

○ 事務局（千田特命参事兼グリーン社会推進課長）

特に企業については、取引という観点で御興味をお持ちのところが多いところですので、色々情報収集をされていると思うのですが、県民の方々がどのような吸収量を、どういう企業が購入して、それにより温室効果ガスの排出削減の取組がされているというところまでは、伝わっていないだろうと思います。本実行計画に、記載するのは難しいところですが、私どもの周知媒体を使いながら、様々な企業であったり地域であったり取り組んでいることを発信し、それを県民の方々に知っていただくということに努めていきたいと考えております。

○ 五戸専門委員

我々国側も、他の県と一緒にこれからの周知活動をしていければと思っています。

現在の J-クレジット関連に関する周知活動としては、岩手県と協議会を開き、岩手県に協議会のメンバーになってもらった上で、J-クレジット普及活動に対する周知活動をしています。

もちろん岩手県以外の東北六県であるとか、関係する団体、自治体、金融機関、さらに岩手県ですと、岩手産業振興センターも企業を集めた周知に積極的に取り組まれていますので、引き続き、より良い形で周知活動ができればと思っています。

○ 小野澤部会長

県民なり、それぞれの主体が意識を持ってやっていこうということなのですが、やはり仕組みがないと、私たちが頑張ろうというだけでは進みませんので、やはり企業活動の仕組みですとか、全体の取組の中で、環境負荷を下げる、そういった取組をしている企業が評価されて、私たちも、一消費者としてそういう企業を応援するという仕組みが自然にできることが重要だと思います。企業の取組を当たり前の

制度として、より多くの一般市民に知ってもらうような周知の役割は、県が担っていると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

ではスライド 11、「③基盤的施策の推進」について、何か御質問やコメントがありましたらお願いします。

○ 小野澤部会長

今まで出てきたところは、各主体別ということだったと思うのですが、スライド 11 にある「横断的施策」ということで、先ほど、市町村との連携が重要というコメントが県の方からも何度か出たと思うのですが、県市町村 GX 推進会議の開催というのが、実際どのような推進・連携等を議論している会議なのか、ちょっと分かりにくいと思いました。まず、そこを御説明いただき、もう少しこの会議を PR できるような形で位置付けできないか、その辺りについて県の考えを伺いたいと思います。

○ 事務局（環境生活企画室 立花特命課長）

県市町村 GX 推進会議は、県の最高脱炭素責任者である副知事と県内市町村の副首長を構成員とした会議で、副首長には毎回ほぼ全員に参加をいただいています。率先的な優良事例の取組などを紹介しながら横展開を図ったり、先ほど J-クレジットのお話でしたが、そういった新しい制度、またそれをどのように活用に結びつけたのかという部分の情報共有を図ったりするなどして、取組を拡げていくことを目的として、毎年開催しているものです。

併せて、実務者会議というところも開催しており、こちらは市町村の担当課の皆さんを構成員とし、県の取組、先行している市町村の取組を共有しつつ、地域の脱炭素化の加速化というところを狙って展開しています。

○ 小野澤部会長

それぞれの市町村が行う事業を共有するという面があると同時に、行政組織として、それぞれの市町村が、環境担当の部署等が旗振りをして GX を進めるということも重要だと思います。

先ほど言いましたが、県自体が率先して、実験的な部分も含めて取り組んでいただいて、こうすればこれだけ排出量が削減される、こうなるということを、県民に示すという役割があると思います。同時に、各市町村においては、例えば、市町村の庁舎における取組自体が地域の人にとっては常に身近な事例になると思いますので、それぞれの市町村で展開する事業に加えて、市町村さん自体が行っている脱炭素の取組も共有できると良いと思いましたので、付け加えさせていただきます。

○ 渋谷委員

県の役割には、今お話があった市町村の取組支援があるのですが、地球温暖化に関して、県には中間支援の役割が強く求められています。市町村の支援というのは、ほとんどが中間支援的な役割となると思います。ただ、市町村だけではなく、企業等に対しての中間支援的な役割も強く求められているので、この計画の至るところにそういった県の役割が出てくるので、中間支援的な役割を箇条書きにするという整理もあるのではないかと、その辺りを御検討いただければと思います。

○ 事務局（千田特命参事兼グリーン社会推進課長）

見直し素案 148 ページから、「各主体の役割と計画の推進」という章になっております。この章の中に、「県の役割」を記載しており、県が総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するための、この実行計画の策定やその推進を行う。ここに県民に対してどのような支援、事業者に対してはどのような支援、そして市町村に対してはどのような支援をするかということを経済書にさせていただきました。

今、渋谷委員からおっしゃっていただいた視点も含めまして、この記載の状況で良いのか、事務局で持ち帰って検討させていただきます。

○ 小野澤部会長

県の役割は非常に重要だということで、記載の仕方が難しい面もあると思いますが、リーダーとしての部分と中間支援的な役割の部分とを記述しながら、さらなる目標達成に向けて県がやるべきことをはっきりと記載してほしいと思います。

全体を通して、対策・施策について何かお気づきの点ございますか。

○ 古谷専門委員

今の話にかなり近いのですが、再エネ導入における立地適正化のポジティブゾーニングについては、「支援」と書いてあるので、主体としては自治体になるのでしょうか。また、ポジティブゾーニングについて、県としてはどのような方向性であるのか伺います。

○ 事務局（千田特命参事兼グリーン社会推進課長）

ポジティブゾーニングにつきましては、今後、市町村と意見交換をする予定です。温暖化対策推進法には、基本的には市町村単独又は共同設定というところに加えて、今年度から県との共同設定という形もあります。どういう主体で促進区域を設定するのが良いのか、市町村の方と一緒に検討しながら探っていきたいと考えているところです。

○ 古谷専門委員

県と市町村とで力を合わせてやっていくということだと思います。「地域との共生」というキーワードが、国の新しい環境基本計画に入っていますので、そこも非常に重要になると思いますので、県と市町村の関係性についてもう少し記載いただくと、皆さんも分かりやすいと思います。

○ 事務局（千田特命参事兼グリーン社会推進課長）

県の役割のところ、今の点も含めまして、見直します。

○ 小野澤部会長

ありがとうございました。

それでは、時間も限られておりますので、資料1のスライド13、「気候変動への適応策」と、スライド14、「計画の推進」につきましては、まとめて、御発言をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○ 渋谷委員

現行の計画ですと、気候変動適応計画としては不十分な点が多かったと思っていたのですが、今回かなり充実したと思っております。

さらに加えてもらいたいと思うのは、大きな話として、気候変動の影響が、大変なことになってきていて、気温上昇もそうなのですが、農林水産省の適応計画を見ると、マイナス面が多く記載されていますが、気候変動をポジティブに捉えていく部分もあると思います。例えば、農林水産分野で「もも」の栽培を始めているとか、新しいものを導入する機会が増えていくということもあるので、その辺りを分かりやすく記載してもらえると良いと思います。新しいビジネスチャンスに繋げていくという捉え方もあると思います。

それから、ちょっと細かい話でいくつか考えてほしいことを順次述べます。見直し素案の114ページに「肉用鶏へい死」とあり、将来予測に「鳥インフルエンザ」と記載していますが、今年の初めに鳥インフルに関して、本県でかなりの処理がされていて、県職員もかなり大変な思いされたということがあるので、現状のところに記載してほしいと思います。

見直し素案119ページの「閉鎖性海域」の現状に酸性化の話が記載されていますが、将来予測に、酸性化の影響が記載されていないので、加えたほうが良いと思います。

見直し素案120ページの「② 水資源」で、現状に「本県では、近年、重大な渇水被害は発生していません」と記載されているのですが、去年も一昨年も渇水被害

があり、豊沢ダムなど、今年もちょっと危ない状況になっている事例はあるので、渇水の影響が現れ始めていることは記載してほしいと思います。

続いて、見直し素案の 121 ページ。「自然生態系」です。生物多様性には、調整機能、緩和機能、山地災害の防止といった様々な機能がありますので、そうした機能についてきちんと記載してもらいたい。「ネイチャーポジティブ」については記載しているのですが、それではなく、生物多様性の機能を記載してほしいと思います。

それから、見直し素案の 128 ページになるかと思いますが、災害について、雨量のみ記載されています。大船渡の山林火災がありましたが、これは渇水が続いたことによる山地災害の 1 つだと思います。渇水とフェーン現象が重なって山火事が発生していることもあるので、山地災害の 1 つとして山林火災を、教訓も含めて、記載してほしいと思います。

○ 事務局（千田特命参事兼グリーン社会推進課長）

気候変動のポジティブな面という御指摘でした。この点については、確かに委員のおっしゃるとおりですので、採れる作物が変化することが果たしてマイナスなのかというところもありますので、農林水産部等に相談してみたいと思います。

また様々な災害の部分につきましても、背景にしっかりとした知見があることを確認した上で、記載する必要があると思いますので、どこまで記載できるか、持ち帰って相談させていただきます。

生物多様性に関する御指摘につきましても、持ち帰った上で検討させていただきます。

○ 小野澤部会長

そのほか、いかがでしょうか。

○ 嶋田専門委員

事前に資料をいただきましたので、当事務所の担当者に見てもらいました。基本的には前回、渋谷委員から御意見があったということですが、非常によく書き込んでいただいていて、良い計画の内容になっているというのが全体の所感です。特に地元の気象災害の事例、それから最新の気象データも入っておりますので、県民の皆様、それから関係機関へのメッセージ性がかなり強く出ている内容であります。それから、農林水産分野、健康分野については、大体どこの適応計画にも書かれているのですが、それに限らず自然生態系、自然災害、県民生活などの各分野についても、幅広く記載されているということで、非常に良い計画になっているということです。

さらに、県民の皆様に分かりやすく見ていただく意味での工夫ということで御意見がありました、分野ごとの適応策ということで色々な取組を1行ずつしか書けないというも分かるのですが、こういった取組で分かりやすい事例などを盛り込んでいただくと、より県民の皆様に、気候変動への適応を身近に感じていただけたと思います。

引き続き御検討いただければと思います。

○ 事務局（千田特命参事兼グリーン社会推進課長）

コラムとして付け加えられるところがないかという検討と、それから PR というところにつきましては、引き続き検討したいと思います。

○ 小野澤部会長

身近に起きている出来事で、先ほどの山火事や水害も起きていますし、これらが気候変動と関連している可能性があるということをしっかりと伝えることが重要だと思います。米の問題も、近年、大変な問題ですが、そういったことを伝える工夫をさらに進めていただきたいということを、私からも付け加えたいと思います。

資料1のスライド14の「計画の推進」の「連携・協働体制」については、先ほど、県の役割ですとか、連携の仕方ですとか、既に意見が出ていますが、改めまして、こちらのイメージ図について御意見ございませんでしょうか。

○ 小野澤部会長

時間が来ておりますので、全体を通しまして、ここでもう一言加えておきたいこと等がございましたら、委員の皆様から御発言いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○ 五戸専門委員

卒FITのお話が出ていましたが、国の方で、地域新電力向けの勉強会を令和7年9月3日に開催させていただきます。現状、どのぐらいの卒FIT電源があって、それをどう活用していけばいいのかを議論する場を設けています。岩手県内の地域新電力も、参加する予定です。

補足でした。

(2) その他

○ 小野澤部会長

では、次の議題に入りたいと思います。

議事の「(2) その他」でございますけども、事務局から連絡があるとのことで

すので、お願いいたします。

○ 事務局（環境生活企画室 立花特命課長）

次回の本特別部会の日程ですが、令和7年8月29日、金曜日、同じく午前10時から予定しています。場所は現在調整中ですので、追って正式に近日中にお知らせをさせていただきます。

今回は、今回、皆様からいただきました御意見を踏まえまして、本計画の中間年見直しに係る答申案の取りまとめに向けて、御審議をお願いします。

○ 小野澤部会長

以上、事務局からでした。

そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。

なければ、本日の議事は以上となりますので、進行を事務局にお返しいたします。

4 閉会

○ 事務局（環境生活企画室 鎌田主任主査）

委員の皆様、長時間にわたる御審議、ありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして、岩手県環境審議会 第2回第2次岩手県地球温暖化対策実行計画見直し特別部会を閉会いたします。

本日は、ありがとうございました。